

「会計業務の改善計画」の着実な推進

里中江哉¹・酒井優治²

¹総務部 会計課（〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1）

²総務部 会計課（〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1）

平成28年7月29日、行政改革担当大臣及び内閣官房・行政改革推進本部事務局を中心として「会計業務の効率化に向けた改善計画」が策定された。改善計画の内容としては、資金前渡官吏払から支出官集中払への移行や振込コストの削減、出納官吏等が扱う日本銀行（以下「日銀」という。）に開設された口座にかかるコスト削減を進めることである。この改善計画に従い、中部地整が会計・経理事務の改善に向けて取り組んできた内容を説明し、実施できていない計画を今後どのように進めていくか検討を行う。

キーワード：会計業務改善計画、経理事務効率化、コスト削減、口座廃止

1・これまでの会計業務改善の取組

平成16年度の行政効率化関係省庁連絡会議において、「簡素で効率的な政府」の実現を目指した推進計画が発表され、我が国の危機的財政事情の下、限られた人員の中で業務の効率化を図ることが急務とされた。会計事務

においても、効率化を図る目的で平成17年度に官庁会計事務データ通信システムADAMSが本局に導入され、オンライン化等の様々な取組が進められてきた。ADAMS導入を受け、中部地整においては、平成18年度には一部の事務所で資金前渡官吏（現金支払をするための資金を出納保管する会計機関）が行っていた支払を支出官集中払へ移行した。

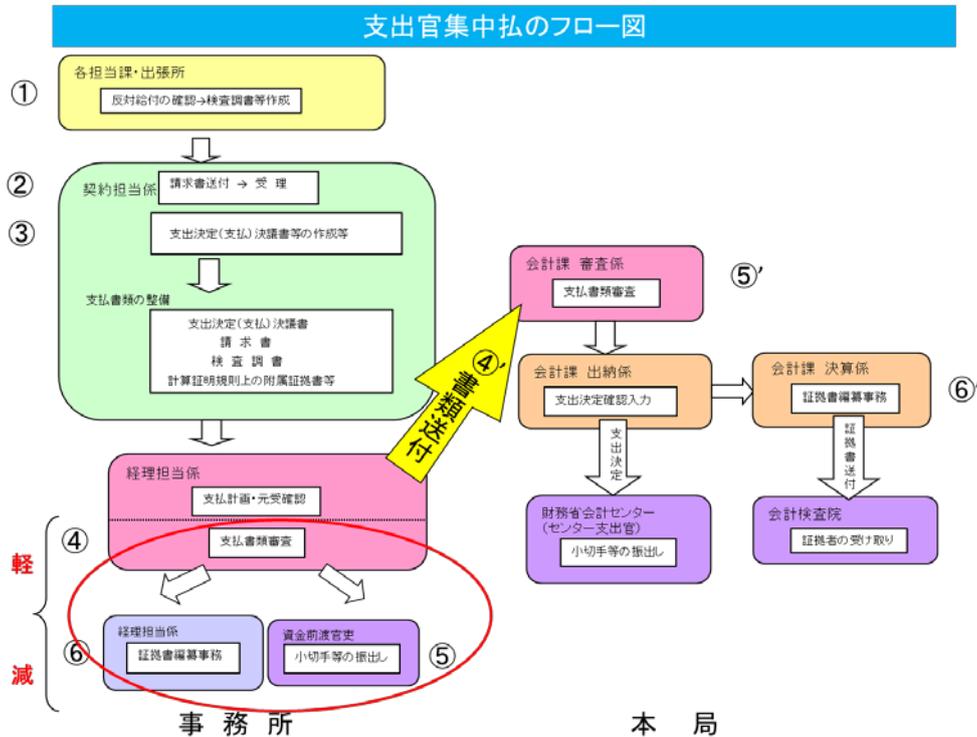


図-1 支出官集中払フロー図

支出官集中払とは、各事務所の資金前渡官吏が行う支払事務を本局の支出官に集中させ、支払を一元的に行うものである。平成18年度以降、事務の負担を考慮しつつ段階的に支出官集中払を拡大し、平成26年度に全事務所支出官集中払への移行を完了して本格運用を開始し

た。支出官集中払の運用により、資金前渡官吏による小切手等振出・前渡資金（要求）管理事務等が不要になり、事務所における支払事務の軽減等の業務改善効果があげられた。

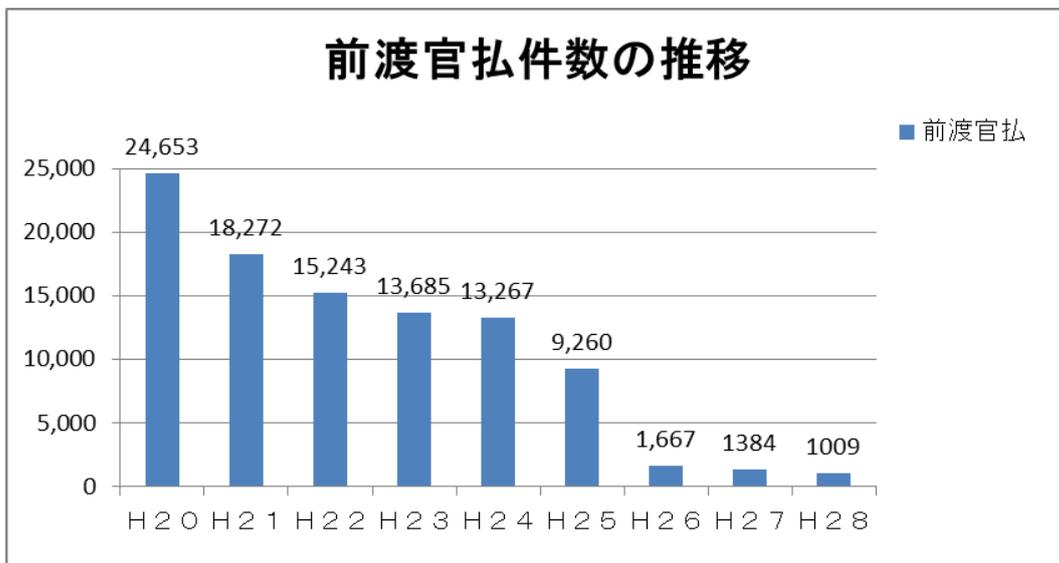
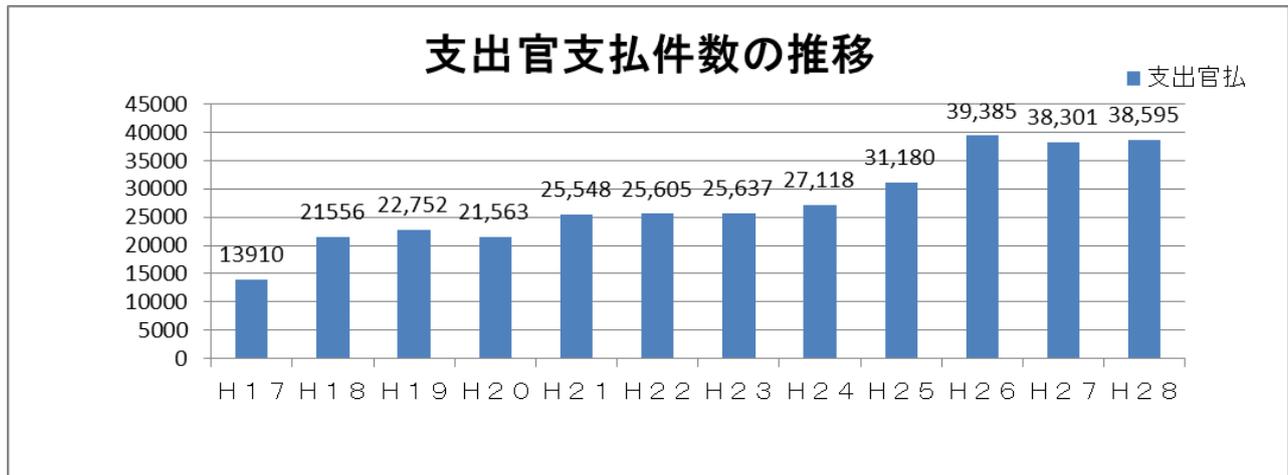


図-2 支出官払と前渡官払の年度毎の支払件数

図-2は、中部地整における支出官集中払への移行による、支出官払と前渡官払の件数の変動を示している。

2. 資金前渡官吏とその取扱口座の廃止検討

(1) 国の現金の取扱について

国の現金の受入・振出とその保管を行う者を出納官吏といい、その取り扱う現金の種類に従って、資金前渡官吏、収入官吏及び歳入歳出外現金出納官吏に分類される。それぞれの職務は図-3のとおりである。

資金前渡官吏	収入官吏	歳入歳出外現金出納官吏
<ul style="list-style-type: none"> 現金支払をするための資金を出納保管する 	<ul style="list-style-type: none"> 歳入金の収納を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 財政の歳入・歳出にあたらぬ現金を出納保管する

図-3 出納官吏の種類と役割

(2) 資金前渡官吏廃止検討の経緯

支出官集中払実施前の事務所の支払は、資金前渡官吏による前渡官払が件数で半分以上の割合を占めていた。しかし、資金前渡官吏による支払は、支出官払と比べると、①資金の要求・管理等の事務が煩雑であること②1件あたりの振込手数料が高いこと（支出官払10円・前渡官払100円）③市中銀行に日銀の預託金口座を設けておくための費用が発生すること等が問題視され、政府全体の流れとして資金前渡官吏払の支出官払への移行及び資金前渡官吏とその取扱口座の廃止が検討されてきた。

資金前渡官吏の廃止といっても全ての資金前渡官吏を廃止するわけではなく、原則としては、本省・本庁・本局等には資金前渡官吏を存置し、事務所等における資金前渡官吏を廃止するものである。資金前渡官吏の廃止のためには、支出官集中払に移行してもなお、現金による支払を希望した相手方との交渉が必要不可欠となる。そのためには、相手方に政府の取り組みについて理解を求めなければならない。相手方の都合により振込ができない等どうしても現金払によらなければならないものについては、本局の資金前渡官吏が支払う、また、本局資金前渡官吏の出納員を事務所に設置し出納員から支払う（予決令第51条）等が対応案として考えられている。

表-1 各地整の資金前渡官吏廃止状況（H29.1現在）

地整名	廃止予定(廃止済)数	前渡官及び預託金口座存続	検討中
東北地整	33		
関東地整	33	11	
北陸地整	23		
中部地整	31(28)		
近畿地整	9	12	7
中国地整	20(20)		
四国地整	13(2)		
九州地整	28		1
合計	126(40)	23	8

(3) 中部地整における資金前渡官吏廃止

中部地整では、支出官払の本格運用を開始し事務所の前渡官払がごく少数となっていた。それに伴い、各事務所の資金前渡官吏が保有する預託金口座の利用がなくなった。そこで、中部地整においても資金前渡官吏の廃止を検討した。資金前渡官吏が取り扱う口座の廃止には日銀との調整が不可欠であり、廃止手続や廃止日程等について精力的に打ち合わせを行うことで、円滑な事務処理を行えるようにした。また、中部地整に先行して中国地整が資金前渡官吏の廃止を行っていたため、中国地整に情報の提供を求め、それを参考としながら廃止の検討を推し進めた。検討を進めた結果、中部地整としては、

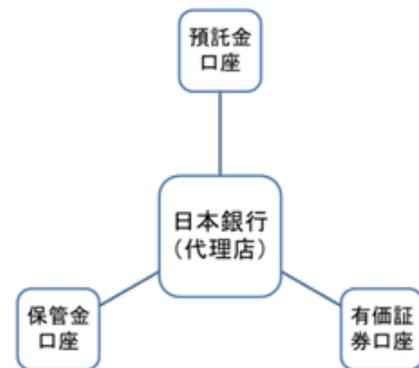
28年7月に現金支払によらざるを得ない支払のある3事務所を除く28事務所の資金前渡官吏を廃止した。さらに平成29年3月には、支払相手方と協議を進めた結果、事務所の前渡官払から本局前渡官の特例払に移行することが可能となった2事務所においても、資金前渡官吏を廃止することができた。

資金前渡官吏残存件数	
～平成28年	本局+31事務所
平成28年(7月)	本局+3事務所
平成29年(3月)	本局+1事務所
↓	
最終目標	本局のみ

図-4 中部地整の資金前渡官吏廃止状況

資金前渡官吏が廃止されたことにより、事務所の資金前渡官吏業務がなくなり事務所での業務が軽減されたのはもちろんのこと、小切手等の管理がなくなって現金を扱う必要がなくなり、責任の負担が軽減された。また、会計課においても検査業務の縮小・証拠書のとりまとめの簡素化等業務が軽減されたといえよう。

資金前渡官吏の廃止に伴い、さらなる業務改善を目指すという観点からいえば、会計・経理事務の繁忙期である年度末に行う定時検査のさらなる縮小を考える。出納整理期間直前に、会計課職員や一部の事務所経理課職員を検査職員に命じて検査を行うのは、職員にかかる負担が大きい。また、現在では保管金口座や有価証券口座の取引がある事務所は少数であるので、検査箇所該当するものが少ない。保管金口座や有価証券口座を廃止又は統合することで、検査箇所が少数になれば、検査職員の数減らすことができ、負担の軽減につながる。さらに、資金前渡官吏を廃止したことで、日銀代理店で保有する預託金口座を廃止することができたが、保管金口座と有価証券口座の残り2口座を廃止しない限り、固定的経費がかかってしまうため、残る2口座についても廃止・集約を検討することとした。



日本銀行(代理店)保有口座

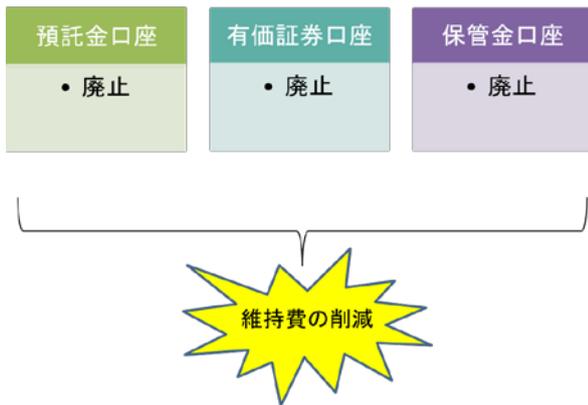


図-5 日本銀行に保有する3口座

3. 有価証券取扱主任官とその取扱口座の廃止検討

前述のとおり、資金前渡官吏の取り扱う預託金口座の廃止に併せて、保管金口座と有価証券口座の統廃合の検討が求められている。有価証券口座とは、有価証券取扱主任官（各官庁で有価証券を取り扱う責任者）が提出を受けた有価証券を寄託する口座である。国土交通省においては、入札保証金等に代わるものとして有価証券の提供をすることができる（予決令第104条・政府保管有価証券取扱規程第2条）とはしているが、有価証券については最近では取扱実績がなく、全ての有価証券口座が休眠口座となっており、今後取扱が増える見込みもないと考えられる。中部地整では、有価証券口座の廃止を可能なものと考え、各事務所への意見照会を行った。各事務所の反応は概ね良好であり、前向きに廃止検討が受けとめられたこともあり、平成29年3月に事務所の有価証券口座を廃止した。事務所で有価証券の取扱がある場合は、本局の取扱主任官で対応することとした。

4. 歳入歳出外現金出納官吏とその取扱口座の廃止検討

預託金口座と有価証券口座を廃止することができたので、会計業務改善計画で示されている口座の統廃合については、保管金口座を残すのみとなった。

保管金口座については、口座の統廃合を行う環境が整っていない。保管金口座とは、歳入歳出外現金出納官吏（予算の歳入・歳出とは関係ない現金の出納保管を行うために設けられた出納官吏）が取り扱う口座であり、工事契約を結ぶ場合の契約保証金・業者が国の入札に応札する場合の入札保証金の納付に主に使用されている。実際に契約保証金・入札保証金の払込で保管金口座を利用している件数は少数だが、契約保証・入札保証を取得している件数は相当数あるため、相当数の潜在的な利用可能性があると考えられる。そのため、保管金口座に関しては、慎重に統廃合を検討する必要がある。保管金口座の統廃合については、保管金口座をブロックごとに集約する・本局にて一元的に管理するといった案を検討しているが、①集約した口座を管理することとなる事務所・本局の事務負担の増大②標準細則の改正③契約保証金・入札保証金の取扱方法の検討といった課題が残っている。それらの課題解決を模索しつつ、「会計業務改善計画」に則り、歳入歳出外現金出納官吏の取り扱う保管金口座を集約して口座の数を削減する方針で現在本省や関係機関と鋭意調整中である。

5. 出納官吏及びその取扱口座の廃止による業務改善効果

会計業務の改善計画が策定されてから、中部地整は、改善計画の内容に則し業務改善を進めてきた。特に、支出官集中払を始め、資金前渡官吏の廃止をすることにより証拠書類や前渡資金管理が不要になったことが最も大きな改善効果といえる。さらに、国全体としては前渡官払がなくなったこと（一部を除く）により、支払に掛かるコストの削減にも助力することができた。さらに、資金前渡官吏が扱う預託金口座や有価証券取扱主任官が扱う有価証券口座を廃止し、日本銀行代理店で開いている口座を削減したことにより、必要のない口座の維持コストの削減に向けて前進した。

また、口座の廃止により、定時検査で行うチェック項目が少なくなり検査が簡素化し、会計課の業務も軽減したことになる。今後とも、改善計画に積極的に取り組んでいき、会計業務の改善を着実に推進していくものである。

資金前渡官吏関係

- 【検査項目】現金出納簿、小切手関係等

収入官吏関係

- 【検査項目】現金出納簿

歳入歳出外現金出納官吏関係

- 【検査項目】現金出納簿、小切手関係等



資金前渡官吏関係

- 【検査項目】なし

収入官吏関係

- 【検査項目】現金出納簿

歳入歳出外現金出納官吏関係

- 【検査項目】現金出納簿、小切手関係等

図-6 出納官吏検査項目の縮減